

# 審 査 申 立 書

2003(平成15)年3月10日

検 察 審 査 会 御 中

審 査 申 立 人 別紙審査申立人目録記載のとおり

審査申立人代理人 別紙審査申立人代理人目録記載のとおり

( 1 ) 事件名 いわゆる明石市民夏まつり花火大会事件

( 2 ) 罪 名 業務上過失致死傷罪

( 3 ) 被疑者

神戸市北区

N

神戸市須磨区

S

( 4 ) 不起訴処分年月日 平成14年12月26日

( 5 ) 不起訴をした検察官 神戸地方検察庁

検察官検事 小 畑 勝 義

( 6 ) 被疑事実の要旨 別紙のとおり

( 7 ) 不起訴処分を不当とする理由 別紙のとおり

( 8 ) 備 考 今後さらに追加の意見書・資料を提出する。

また申立人らは検察審査会に対し口頭での意見陳述を希望する。

## 被 疑 事 実 の 要 旨

### (被疑者ら)

被疑者Nは、平成13年7月21日、兵庫県明石市大蔵海岸通1丁目の大蔵海岸公園において開催された「第32回明石市民夏まつり」(以下「夏まつり」という。)における雑踏事故防止の警備計画立案・実施をした雑踏警備本部本部長であり兵庫県明石警察署の署長(当時)、被疑者Sは、同じく雑踏警備本部副本部長であり同署副署長という地位にあり、雑踏警備計画・実施全般を統括する業務に従事していたものであるが、

### (計画段階の予見可能性)

夏まつりの予想参集人員は約15万人であり、上記大蔵海岸公園は、同市大蔵海岸通1丁目1番先所在の通称朝霧歩道橋(以下「歩道橋」という。)により、最寄り駅である同公園北方の西日本旅客鉄道株式会社朝霧駅と接続しており、歩道橋は、同駅改札口付近から南方へ長さ約103・65メートル・通路幅員約6メートルの平坦な歩道が、その南端部分に展望デッキ(約69・9平方メートル)が、さらに同展望デッキから西方へ長さ約18メートル・幅員約3・2メートルの階段がそれぞれ設けられた構造である上、同展望デッキは花火打上場所とほぼ正対する位置にあって花火の観覧に好都合であるため、参集者が歩道橋を通過して同公園に入ることなく、同展望デッキにとどまって花火を観覧すること、上記階段下付近の歩道上に多数の夜店の出店を許可したため、同所付近に参集者が密集し、歩道橋の参集者が同公園へ流出することが妨げられること、花火打上開始が同日午後7時45分ころ、同終了が同日午後8時30分ころとそれぞれ予定されていたこと、平成12年12月31日から平成13年1月1日にかけて上記大蔵海岸公園において開催された「ジャパンカウントダウンイベント2001明石海峡世紀越えイベント」時においても同「歩道橋」において極めて危険な混雑が発生していたことなどにより、同日午後6時ころから、同駅側から多数の参集者が歩道橋に流入し、同日午後7時こ

るには歩道橋で滞留し始め、次第に歩道橋の通行が困難な状況になった上、引き続き歩道橋に流入する参集者が増加する状況にあり、かつ、花火打上終了前後からは、同公園から上記朝霧駅方面に向かう参集者が一挙に歩道橋に流入するため、そのまま放置すれば、歩道橋において、人の無秩序な流入や過密な滞留が生じ、多数の人がもみ合って転倒するなどして死傷する事故（以下「雑踏事故」という。）が発生する危険が計画段階から予測されたのであるから、

#### （過失）

被疑者N及び被疑者Sは、当然に本件歩道橋を警備の最重要地点として、群衆密度を把握するための警備体制の整備、群衆の分断・進入規制或いは混雑時の補助導線への誘導、あるいは、階段下で人の滞留が生じないための夜店の位置や花火の打ち上げ位置の検討等について、主催者である明石市及び株式会社ニシカンに強力に指導・助言するとともに、歩道橋上での事故発生の高度の可能性があったのであるから、それを踏まえて、歩道橋上の事故防止に向けて、群衆密度の把握体制の整備、分断・進入規制のための体制整備等万全の体制で臨むべく、自ら十分な雑踏警備計画書を策定し実施しなければならなかったにも関わらず、これを漫然と怠り、不十分な警備計画を策定、実施した過失により、

#### （致死傷の結果の発生）

それぞれ、花火大会終了後の同日午後8時55分すぎころ、同歩道橋において、人の過密な滞留あるいは上記夜店へ向かう人達と同夜店から上記朝霧駅方面へ向かう人達のもみ合いによる強度の群衆圧力を生ぜしめ、そのころ、多数の人を折り重なって転倒させるなどし、よって、そのころ、歩道橋において、183名に、加療約1日間ないし加療約251日間を要する頸椎捻挫等の傷害をそれぞれ負わせるとともに、そのころから同月28日午後6時36分ころまでの間、同歩道橋南端付近ほか1か所において、有馬大（当時7歳）ほか10名を全身圧迫による呼吸窮迫症候群（圧死）等により死亡させるに至らせたものである。

### 不起訴処分を不当とする理由

## 第1 明石市民夏まつり花火大会事故の概要と組織としての明石警察署の責任

### 1 平成13年7月21日第32回明石市民夏まつりにおける花火大会事故

審査申立人らは、下記事故（以下、本件群衆事故という）により尊い肉親の命を失った被害者である。

#### 記

**行事** 第32回明石市民夏まつりの「花火大会」（以下、本件花火大会という）

**日時** 平成13（2001）年7月21日（土）

午後8時45分ころから50分過ぎころにかけて

**場所** 兵庫県明石市大蔵海岸1丁目（以下、大蔵海岸という）と同市大蔵谷字狩口（JR朝霧駅）を結ぶ市道大蔵町53号線（以下、朝霧歩道橋という）上

**態様** 花火大会会場に向かう多数の観客が朝霧歩道橋内に密集せしめられ、「群衆なだれ」により転倒し、死傷者が発生した。

**被害** 死者11人（10歳未満9人、70歳以上2人）、負傷者247人（平成13年12月31日現在）

### 2 本件花火大会開催に至る経緯と兵庫県明石警察署の関与

明石市民夏まつりは、明石市が実質上主催する恒例の行事として、平成13年で32回を迎えた。

主催者である明石市は、おそくとも平成13年4月ころまでには、同年開催の第32回明石市民夏まつり（以下、本件市民夏まつりという）の開催日を同年7月20日及び21日と定め、本件花火大会の会場を大蔵海岸と内定し、同年4月16日に、兵庫県明石警察署（以下、明石署という。）に赴き、本件市

民夏まつり会場計画案を示し了解を得た。

以後、本件花火大会までの間、明石市及び明石市が選定した警備会社である株式会社ニシカンと明石署は、本件市民夏まつりの開催のための協議・準備を重ねていくことになった。事前準備の過程については下記のとおりである。

#### (1) 4月

平成13年4月10日を皮切りに、明石市と明石警察署との協議がなされた。19日には、市と夜店業者の団体である神農商業協同組合（以下「組合」という）との間で協議が行われた。夜店の場所については、明石市が警察から強い指導を受けていたため、変更は認められなかった。27日には、市は明石署の薦めなどを受けて、本件夏まつりの雑踏警備に関する統括警備会社として、株式会社ニシカンと契約締結することを決めた。

#### (2) 5月

5月7日、明石署において協議がなされた際、被疑者N明石署長は、警察の任務が暴走族対策である旨明言し、後の協議においても雑踏警備を軽んじ、暴走族対策にこだわった。21日に、明石市が明石署に本件夏まつり実施計画書を手渡した席上、同署は明石市に対し、山電大蔵谷駅で、カウントダウンの時と同じように、車道まで人があふれる状態が想定されるので、同駅およびJR朝霧駅の歩行者対策に万全を期すこと等の指導を行った。

#### (3) 6月

6月1日、市は、ニシカンの新田氏に、本件夏まつり実施計画書を手渡し、カウントダウンイベントを参考に警備計画書を作成することを依頼した。また、ニシカンが警備統括責任者となって、市内の警備会社を下請として統括するよう依頼するとともに、警備費用に関する予算額を伝えた。

4日以降数回にわたり、市と明石署、組合との間で、夜店の出店位置についての協議がなされた。関係者から夜店の出店場所を分散させる必要の指摘があり、いったんは市有地の利用が検討されたが、最終的には夜店は警察警

備の行いやすい場所に決める必要があるとして、暴走族対策を強調する金澤地域官の強い指導により、出店場所が決定された。かかる夜店の出店場所は、歩道橋上での異常な過密状態を作り出した大きな要因となったことは論を待たないが、その決定過程においては、明石署が市を強力に指導していた経過がある。

6月6日および26日に、市、警察署、警備会社3者による、雑踏警備に関する打合せがなされたが、本件歩道橋上の観客の滞留予想、その予防、あるいはそれへの対処方法（例えば迂回路への誘導、歩道橋上の状況把握体制）等の重大性についての認識はなく、かつこれらについて具体的に討議されることはなかった。現に、ニシカン作成の警備計画書の人員配置図上に一旦存在したJR線北側に沿った道路上の人員配置の記載を、ニシカンの新田氏が誤って抹消してしまっても、同署は全く気付くことはなかった。また、迂回路であることを観客に広報する看板等が準備されることもなかった。さらに言えば、警備に当たるニシカンと警察の2者だけで警備実施業務の詳細について具体的、綿密に協議や事前準備がなされることは一度もなかったのである。

#### (4) 7月

7月3日及び4日には消防本部との協議がなされた。

4日には、市役所において第1回の警備業務説明会があったが、未だ全体の警備計画書はできておらず、9日に行われた第2回警備業務説明会において警備実施計画書が示された。もっとも、同計画書は、カウントダウンにおける警備実施計画書の丸写しであり、またこの時点でも、自主警備連絡・調整体制図は未完成で、何よりも重要な導線図にいたっては添付もされないままであった。ニシカンが作成すべき導線図は、ぎりぎりまで完成されず、ようやく17日に関係機関等にファックスされたという。

なお、明石警察署作成の雑踏警備計画書によれば、暴走族対策等に配置さ

れた警備要員は292人であるのに対し、雑踏対策に配置された警備要員は会場全体でわずかに36人であり、しかも朝霧歩道橋上には全く配置されていなかった。朝霧歩道橋上に関しては、花火大会終了後に、朝霧駅改札付近および朝霧歩道橋付近にわずか8人が配置されることになっていたにすぎず、それまで雑踏事故防止の対象とさえなっていなかった。そして、同署の警備計画、警備体制は市にもニシカンにも知らされておらず、警察の雑踏警備対策をふまえた事前準備は全くなされていなかったのである。

### 3 小括

この様に協議・準備においては、明石市・株式会社ニシカン及び明石署・県警本部は、朝霧歩道橋上における本件群衆事故を予見し、これを回避すべき義務を有したにも関わらず、何ら群衆事故防止を顧慮しないどころか、むしろ、あえて夜店の位置を朝霧歩道橋南側階段付近に配置せしめ、本件群衆事故を引き起こす要因を進んで作出するなど、「信じられないほどの無謀さ」で本件花火大会を敢行し、本件群衆事故を引き起こしたのである。

### 4 本件群衆事故の発生原因—群衆なだれ

本件群衆事故は、朝霧歩道橋上で発生した大規模な群衆転倒事故であり、その発生メカニズムからいえば「将棋倒し」ではなく「群衆なだれ」というべきものである。

\* 明石市民夏まつり事故調査委員会（以下、事故調査委員会という）作成の第32回明石市民夏まつりにおける花火大会事故調査報告書（以下、事故調査報告書という）によれば、「群衆なだれ」は、群衆密度が1平方メートル当たり10人以上という高密度下において、下記の3つの条件により発生する、とされている（甲1・本文84～113頁）。

過密による「せりもち状態」といわれる不安定な力の均衡の成立

密集の中でつかい棒をはずす働きをする「人のいないスペース」の成立



その空隙への転倒を助長する「後押しする強い群衆圧力」の存在

そして本件群衆事故では、

朝霧歩道橋の幅員が歩道部分では6メートルであるのに対し、南側階段の幅員が3メートルと極端に狭かったことに加え、歩道橋の上や階段部分で花火見物のために観客の一部が空間を占有したこと、階段の間近付近まで夜店が設営され、夜店に集まった群衆が階段から降りてくる来場者の通行を阻害したことにより、「ボトルネック」が生じており、それに対し分断入場など有効な群衆規制がなされていなかったことにより、群衆密度は1平方メートル当たり13人から15人という異常なまでの超過密群衆が生成され、

かような状況下で気分を害した子供の転倒やうずくまり、階段や朝霧歩道橋南側における警察官の無思慮な群衆引き剥がしや観客の「戻れコール」による後ずさりにより、誘発空隙が生成されたが、

上記超過密群衆の生成により、群衆の圧力は1平方メートル当たり400キログラムにも及んでおり、上記空隙への転倒する圧力が存在していたために「群衆なだれ」という大惨事が発生したのである。

## 5 警察の雑踏警備における職責－法令上の根拠

警察法2条は、「警察は個人の生命身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもって其の責務とする。」と定めていることから、群衆事故防止のための雑踏警備が警察の責務であることは明白である。

それを受けて警察当局も、国家公安委員会規則である「警備実施要則」第4節において「雑踏警備実施」の項目を設け、県警本部においては、雑踏警備実施の際の具体的な行為規範となる「雑踏警備実施要領について(例規)(以下、実施要領という)」を制定・実施している(甲1・資料93～96頁)。

また、朝霧歩道橋は市道であり、道路法上の道路であるところ、道路交通法6条4項は、「警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路に

において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる」と定め、警察官に歩行者の通行の禁止・制限のための権限を与え、交通の危険排除の職責を定めている。

なお、危険防止等の観点から、同法77条1項各号に記載される行為を行うには、警察署長の許可を受けなければならないとされており、因みに、道路上の固定式の露天、屋台店その他これらに類する店を出す行為もこの許可対象行為となっている。

以下では、まず実施要領の内容について詳細に説明する。

## ア 実施計画の策定

例規は、基本方針として、「事前に行事等の主催者と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件、人出予想等を把握して情勢判断を的確に行い、合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止をはかるものとする。」（同第2.1）と規定する。そして、警察みずからも雑踏警備実施計画を作成するが、その策定事項として以下の事項を掲げる。

日時、場所及び行事等の内容、情勢判断、警備方針、警備本部及び警備詰所、警備部隊の編成及び任務、警備要点、危険防止の措置、交通規制、広報、装備資機材、・事件事故発生時の措置

## イ 事前準備における検討事項

「第6事前準備」の項では、事前に主催者側と緊密な連携を保ち、次の事項について綿密に検討するとともに、事件事故等の防止上の必要な指導、助言を行うものとする。そして、検討事項として、・群衆が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況、・行事等の内容から予想される群衆の反応、・群衆に対する広報活動の手段、・救護所、避難場所、緊急通路、便所等が挙げられる。

## ウ 実施踏査

同項 2 は、実地踏査について規定し、それによると、事前に必ず実地踏査を行い、行事等の内容と現場の地理的条件等を勘案して事件事故等の原因となる事象の発見に努め、危険防止等の措置をとるとともに警備要点を定め、警備方針、警備本部等の設置、交通規制、装備資材等についても検討しなければならないとする。また、交通機関、救護機関等の関係機関等に対する協力要請についても規定する。

## エ 警備要員の応援要請

「第 7 警備部隊の編成及び運用」の項では、警備要員の応援は、1 箇月前までに、本部長に派遣要請をおこなうこととし、また、部隊編成の運用に当たっては、主催者側の警備要員の配置状況を勘案しながら警備の要点に重点的に配置するとともに、現場の状況に応じ、弾力的に行わなければならないとする。

## オ 危険防止の措置

「第 8 危険防止の措置」の項では、著しく混雑する場所及び危険な道路、石段等転倒しやすい場所については、警備要員を配置し、広報活動を行うことを義務づけている。

## カ 群衆の整理

「第 9 群衆の整理」の項では、著しく混雑し、又は著しい混雑が予想されるときは、群衆を区切り、整列させ、又は誘導するなど混雑緩和の措置をとらなければならないとする。

## キ 広報活動

「第 1 2 広報活動」の項では、交通規制、交通機関等に関する事前広報、不穏な群衆心理の発現を未然に防止し、併せて事故防止上の注意を促すための適宜、適切な現場広報、警備本部、警備詰所、救護所等の設置場所等の表示と現場広報について規定する。

## ク 装備資機材の活用

「第13 装備資機材の活用」の項では、通信機器等を活用して、事故防止に努めなければならいとし、第14の項では、教養を実施するについての注意事項が規定されている。

## ケ 事件事故発生時の措置

「第15 事件事故発生時の措置」の項では、負傷者の救護に対する最善の努力義務等及び救護活動に必要な道路及び場所確保等について規定されている。また、「第16 紛争事案に対する措置」として、所轄署長の本部長への事案概要報告、応援要請等について規定されている。

## コ 県警本部長への報告

「第15 報告」の項では、警備本部長は、雑踏警備実施計画を策定したときは、実施の5日前までに県警本部長に報告するとともに、特異な事件事故が発生したときは、速やかに報告することとなっている。

なお、県警本部長の役割は必ずしも判然としないが、一定規模以上の行事等その他の警察本部で把握し調整等を行うべき行事等に係るものについては、同機関の職責からして、・警察署の行う主催者に対する事前指導の内容、・警察署の作成する実施計画の内容について、報告を受けるとともに、これらの事項について積極的に調整、指導をしなければならないのは言うまでもない。

## 6 前兆としてのカウントダウンイベント

大蔵海岸においては、平成12(2000)年12月31日22時から翌平成13(2001)年1月1日1時まで「ジャパンカウントダウン2001 明石海峡世紀越えイベント(以下、カウントダウンイベントという)」が開催された。その際にも、花火が打ち上げられ、朝霧歩道橋は混雑し、群衆がもみ合いとなる大混乱が発生した。幸いこの時は死傷者を出すには至らなかった。

カウントダウンイベントにおいても、明石署は、雑踏警備の任につき、上記混乱を目の当たりにしていた。

かように、朝霧歩道橋上ではわずか7ヶ月前に、約5万5000人が集まり上記のような危険な状況が発生し、明石署はこの状況を現認していたのであるから、本件花火大会はこれを更に上回る10万人を越える人出予想のもとに催される計画であった以上、この前例に鑑み花火終了時前後にかけて同様に起こるおそれのある混乱危険を予見し、これを防ぐため事前に周到な措置を講じておく義務が十分にあったと認められる。

もっとも明石署は、上記カウントダウンイベントにおける大混乱を目の当たりにしつつ、県警本部には「特異事項なし」と報告していた（甲1・資料115頁）。

## 7 予見可能性

既に述べたとおり、明石署は本件市民夏まつり開催にむけ、明石市と協議・準備を重ねてきたが、会場となる大蔵海岸には12万人とも15万人もいわれる群衆が参集するであろうことは予想していた（明石署作成の第32回明石市民夏まつり雑踏警備計画には人出予想は15万人とある。甲1・資料86頁）。

そして会場となる大蔵海岸へのアクセスとしては、JR朝霧駅が最寄駅となり、これに朝霧駅付近背後地区住民の参集も加わり、本件花火大会へ集まる群衆の大多数は、朝霧歩道橋を利用して大蔵海岸に向かうであろうことも極めて容易に認識できることであった（しかも、明石市民夏まつり実行委員会作成の第32回明石市民夏まつりと題する広報紙などでも、大蔵海岸会場に駐車設備がないことから、公共交通機関の利用を積極的に呼びかけ、会場への案内図には最寄駅であるJR朝霧駅から朝霧歩道橋を通過して大蔵海岸会場に向かうルートのみが強調されて図示されていた。（甲1・資料16～17頁）。

また、朝霧歩道橋の構造が「ボトルネック」になっており、滞留を起こしや

すい構造のものであったこと、朝霧歩道橋の設計自体が、橋上から明石海峡大橋を眺望することを重視しており、本件花火大会を鑑賞するのに絶好の場所となり、目隠し等視界を遮断する措置をとらない限り、花火開始時刻が近づくに従い橋上に群衆が滞留すること、花火が開始すれば、夜空に浮かぶ花火を見つめ歩みを止めてしまうことも当然予想すべきことであった。

しかも、大蔵海岸会場は、朝霧歩道橋南側階段下より海岸側にある広場一帯に見物客が陣取ることを想定し、更に約180店もの夜店を朝霧歩道橋階段真下を含む東西約290メートルの範囲内に設置していたため、朝霧歩道橋南側階段下あたりから広場一帯にかけて群衆が参集し、朝霧歩道橋上から大蔵海岸会場に向かおうとする群衆の流れを阻害し、ただでさえ滞留しやすい朝霧歩道橋上において、一層群衆密度が高くなることも容易に予想し得た。

そして、前述のとおり、明石署は、約半年前のカウントダウンイベントにおいてやはり朝霧歩道橋上において混雑し危険な状態であったことを現認していたのである。

## 8 明石署の過失責任

さすれば、明石署としては、実施要領に従い、本件群衆事故を防止するために必要な事項につき予め綿密な検討を行い、明石市・株式会社ニシカンと緊密な連携を保ち、本件群衆事故防止上必要な指導助言をするとともに、危険防止の措置を講ずべき義務が存したにも関わらず、漫然とこれを怠った過失がある。のみならず、明石署は、事前協議の中で、夜店の出店場所について、暴走族対策の見地からか明石署が朝霧歩道橋南詰海岸側の48段の階段の真下を含む東西に向け約290メートルにわたって直ぐ横を東西に走る市道大倉町48号線両側に約180店の夜店を出店させること、本件花火大会終了後午後9時には夜店を閉店させることを強く指導し明石市に取り決めさせている（なお露店の出店許可権限を有するのは明石警察署長である（道路交通法77条1項）が、明石署が強く指導し許可し

た夜店の設置場所こそが、朝霧歩道橋上に過密群衆を生成させる大きな要因となったのであり、明石署の落ち度は著しい。

## 第2 不起訴処分に至る経緯及び審査申立人らの願い

### 1 不起訴処分に至る経緯

事件後、兵庫県警は捜査本部を設置し、神戸地方検察庁との打ち合わせを経た上で、平成14年5月9日業務上過失致死傷事件として被疑者12名を神戸地方検察庁に書類送致した(甲3)。その際の警察関係被疑者には、雑踏警備本部本部長であった明石警察署署長(当時)N及び雑踏警備本部副本部長であった同副署長(当時)Sが含まれていた。被疑事実においては、警備計画段階での過失が含まれていた。

ところが、神戸地方検察庁は、平成14年12月26日、明石市関係者3名、株式会社ニシカン関係者1名とともに明石警察署地域官であり、現地本部指揮官であった金澤常夫のみを神戸地方裁判所に起訴し、警備本部本部長であった被疑者N及び副本部長であった被疑者Sは、他の現場警察官2名とともに不起訴処分とした(甲4~6)。

平成15年1月22日神戸地方検察庁主任検察官小畑勝義は、同庁次席検事平田健義とともに審査申立人らに対し、「計画段階にも問題はあったが、本件事故については、被告人金澤常夫の本件事故当日の過失のみを問えば足りると判断し、計画段階の過失はあえて問わなかった。」と理解しがたい弁明をした。なお、被疑者N及び同Sは、「嫌疑不十分」、岡村好則・倉本敬士については、「起訴猶予」処分とするものであった。

### 2 審査申立人の願い

審査申立人らは、「個人」としての被疑者らを糾弾するつもりはない。雑踏警備本部本部長と同副本部長という雑踏警備組織の最高かつ実質上の責任者の責任が闇に葬られることが許し難いのである。

審査申立人らは、最愛の家族を失った深い悲しみの中で、なぜ最愛の家族を



失わなければならなかったのか、事故の原因を徹底的に解明し、責任の所在を明確化することにより、二度とこの様な悲惨な事故が発生しないことを真に願っている。そして、本件雑踏事故は上述のとおり、容易にその危険性が予見されていたにも関わらず、極めてずさんな警備計画を策定・実施したことが原因となっており、かような警備計画策定・実施を行った所轄警察署たる兵庫県明石警察署という組織の「最高責任者」たる明石署長・同副署長（しかも同人らは雑踏警備本部の本部長と副本部長であった。）にこそ、もっとも重大な責任がある（なお、本件においては、所轄警察署にとどまらず、むしろ県警本部の責任こそ問われるべき事案であると審査申立人らは考えるに至っていた。明石署長の責任は明白であり、むしろ本件の責任を県警本部が明石署長に押しつける、いわば「トカゲのシッポ切り」となることを懸念していた。今般の検察庁の処分は、明石署長の責任すら問わず、現地責任者に全てを押しつけるという、「トカゲのシッポの先端切り」であり、事件の実相と極めて乖離した処分であり承伏しがたい。）。また後述のとおり、雑踏警備・雑踏事故という特性に鑑みても、警備計画段階の過失責任を絶対に看過することは許されない。

平成13年1月に明石市が設置した事故調査委員会の報告書（甲1）は、「信じがたいほどの無謀さ」で花火大会当日を迎えた警察・明石市・警備会社の三者の過失、とりわけ、計画段階の過失を、雑踏事故のメカニズムを科学的に分析することにより、見事に見抜いている。本件不起訴処分は、事故調査報告書の成果を台無しにするものである。

警察関係の起訴対象を、「現場」担当者に絞り、「当日の過失」に限定した今回の起訴は、本件事故の原因の解明あるいは責任の明確化という観点から見れば「全くの肩すかし」にすぎず、これでは、事故の再発防止は図れないのである。

聞くところによると、神戸地方検察庁は、起訴対象者の選定につき、上級庁（大阪高等検察庁・最高検察庁）と協議を重ねてきたとのことであるが、計画

段階の過失を問うた書類送致よりも後退した今回の起訴については、警察（兵庫県警察本部・警察庁）との馴れ合いと手打ちがなされたのではないかと疑念をもたざるを得ない。また、「当日の過失を問えば、計画段階の過失を問うまでもない。」と繰り返した神戸地方検察庁の事件の本質から逃げようとする姿勢は全く理解できない。

雑踏警備は、現在社会においては、国民全ての安全に関わる重要事項である。国民誰もが、花火大会やコンサート、初詣や祭礼、ルミナリエなどのイベント・行事の際に、あるいは通勤時や地下街、遊園地などで群衆の混雑に出会った経験があるはずである。そして、本件被害者らは、主催者が設定し、広報・誘導していた「導線」に従って、順序よく進行していたにも関わらず、悲惨な群衆事故に巻き込まれてしまったものであり、国民誰もが被害に巻き込まれる危険があった事故であり、その責任はうやむやにしてはならない。本件事故が、我が国における最後の雑踏事故とするためにも、最低限「所轄警察署のトップ」であり「雑踏警備本部のトップ」による「計画段階の過失」にこそ刑事責任を問う必要があるのである。

### 第3 被疑者らの責任

#### 1 雑踏警備の要諦

雑踏警備において最も重要となるのは事前の雑踏警備計画である。雑踏事故はささいなことをきっかけにしても発生し、いったん事故が発生すれば群衆の巨大なエネルギーをコントロールすることはきわめて困難であり、大きな被害を生み出しかねないことは過去の数多の雑踏事故が示すとおりである。また非常に多数の人々から構成される雑踏を対象に、その誘導や規制を行う場合、そのすべてをその場で適切に判断して実施することは不可能というべきである。したがって、雑踏や群衆に対する誘導や規制は、その実施の前にあらゆる事態を想定し、そのすべてに対応するための基本的な警備計画を立て、すべての警備員が警備計画を理解し、警備計画に基づいて雑踏や群衆の誘導や規制を行うことを原則とし、突発的な事態に対してのみ警備責任者の判断を求めるというシステムをとらなければならないとされている。

反対に、踏や群衆には一定の法則性があり、雑踏と群衆流動についての知見や経験を踏まえて適切な雑踏警備計画を策定し、雑踏警備の実施に臨むならば、雑踏事故の発生やそれにいたる危険性を事前に予見し、これを防止するための必要にして十分な対策をとることはそれほど困難なことではなく、むしろ容易である。

警察庁の協力を得て刊行された社団法人全国警備業協会「雑踏警備の手引」8頁(甲7)には、「雑踏警備は適正な警備計画が策定された時点でほぼ8割、その計画がすべての警備員や関係者に周知徹底された時点でほぼ9割が完了したといわれる所以である。」とあるのは以上の理由からである。

具体的には、適切な雑踏警備の計画を作成する上で以下の各点が肝要である。

##### (1) 群衆についての予測

まず参集する群衆の数の的確な予測である。群衆の数を予測するにあつ

ては、群衆が参集する目的やイベントの性質に鑑みて、群衆の性別の割合や主要な年齢構成についてもあわせて検討する必要がある。本件の花火大会などでは、子供や高齢者などが相当程度の割合を占めることなども想定しなければならない。そして、群衆の数との関連で、群衆の収容予定場所の広さや構造についても的確に把握しなければならない。

## (2) 導線の設定

次に収容予定場所にいたる群衆の導線である。導線とは、群衆が通行する経路のことであるが、上記の群衆の数・構成や収容予定場所などに鑑みて、主導線、補助導線、連結導線、緊急導線などを設定しなければならない。適切な導線を決めるためには、それぞれの場所や地域において、群衆を自由に行動させた場合の導線を予想し、その過密となる場所および過疎となる場所を特定しなければならない。そして、群衆が停止する場所、流動する場所、曲がり角・階段・通路がせまくなる場所などによって、それぞれ適正な限度とされる密度が設定されるべきであり、適正な密度を超えることが予想される場合に導線の変更や一時的な規制の計画が必要となる。さらに流動群衆についての導線を決定する場合には、往路と復路を設定するとともに、往路と復路が重なる場合には、一方通行の規制をしたり、過密状態が生じる場合には通行の分断と補助導線への適切な誘導ができるような計画の策定も必要である。

## (3) 広報と配置など

群衆の導線が決められた後は、収容予定場所や導線上に、警備担当者や広報用設備の適切な配置を行わなければならない。さらに、群衆の時々刻々の動きを的確に把握するための体制や手順を決めるとともに、群衆が過密となった場合には、群衆の通行の分断や補助導線への誘導などを迅速に行うことができるように手順と指揮命令系統を策定しておかななければならない。

## (4) 小括

以上で明らかになったとおり、元来多数の群衆が集まる雑踏には危険性が内在しており、ささいなことから大事故に至ったことは過去の非常に多くの雑踏事故の例を見るまでもなく明らかである。

従って雑踏の警備に関与する各当事者は、雑踏そのものに内在する危険性を十分に認識した上で、これまでに発生した悲惨な事故の結果も含めて蓄積されてきた雑踏警備についての知見を十二分に踏まえて、適切な警備計画を策定し、当該雑踏警備の担当者に警備計画の内容を周知徹底し、さらに周到に当日の雑踏警備業務に従事する義務があるのである。

## 2 部隊編成における明石署長・副署長の地位

警察の部隊編成については、明石警察署作成雑踏警備計画に詳しい（甲 1・資料編 8 8 頁以下。概略は 1・本編 4 4 頁以下）。

警察の従事者数は、349人となっているが、組織の頂点に立つ警備本部長は被疑者N明石署長、副本部長は被疑者S明石副署長である。その下に、明石警察署に設置された明石署本部11人、起訴された金澤地域官が指揮を行う現地本部及び雑踏対策46人、S副署長・管機大隊長が指揮をする暴走族対策190人、刑事官等が指揮をする事件対策班102人が配置されている。

起訴された金澤地域官の元には、交通整理班、花火警戒班、救護センタと共に雑踏警備の任にあたる雑踏警備班が配置されているが、配置人数はわずか16人である。

かかる部隊編成は、編成される組織の一員にすぎない金澤地域官の一存で策定されたとは考えられず、編成される組織の長たる被疑者N明石署長らが策定したものと思料される。そしてこの部隊編成を見ても、雑踏警備計画の策定から実施の全般にかけて本件雑踏警備の刑事上の責任は、所轄警察署の長であり、警備本部長となる被疑者N明石署長らに帰属する。

### 3 警備実施要則上の警備本部長の責任

昭和38年1月14日国家公安委員会が制定した警備実施要則は、雑踏警備実施を含む警察の警備実施について基本的事項を定めている(甲8)。うち、第5条では、「警察署・・・の長は、警備実施にあたり、その全般の統括のため、必要により所要の規模の警備本部を設置する。」ことを、第6条1項は、「警備本部は、警備本部長および幕僚その他の警備本部員をもって構成する。」ことを、同条2項は「警備本部長は・・・警察庁等の長(=警察署の長)をもって充てる。」ことを、同条3項は「幕僚その他の警備本部員は、警備本部長の命を受け、警備本部の事務を分掌する。」ことを定めている。被疑者N明石署長はこれらの規則に則り、警備本部を設置し、自ら警備本部長の任につき、警備本部の組織を編成したのである。

そして同22条は、「警察庁等の長(=警察署の長)は・・・警備方針を定め、警備本部の運営、警備要員の招集、部隊の編成、部隊の運用その他警備実施に必要な事項について実施計画を作成する。」と定めている。警備計画作成者は被疑者N明石署長の責務とされているのである。

なお、同第4節44条以下に雑踏警備実施についての定めがある。

この様に、被疑者N明石署長は、国家公安規則上、警備本部長としての権限が付与された最高責任者であり、雑踏警備実施計画の作成の責務を有していたものであり、実施計画策定・実施上の過失は警備本部長たる被疑者N明石署長に帰属するのである。

### 4 雑踏警備計画上の明石署長の地位

明石署策定の雑踏警備計画(甲1・資料編85頁以下)は、上記警備実施要則に基づき被疑者N明石署長が作成したものである。そして「警備本部の設置」の項では「(明石)署警備本部を開設し、指揮命令系統の一元化を図る」とあり、明石署に設置された署警備本部に配置された警備本部長たる被疑者N明

石署長に指揮命令系統が一元化されていることは明かである。また上述のとおり、部隊編成も警備本部長たる被疑者N明石署長がトップとなっている（金澤地域官が配下も少ない一部隊の長に過ぎないことと対比されたい。）。

そして、事件事故発生時の措置の欄では、「直ちにその概要を警備本部長（署長）に即報・・・すること」とあり、実施上の留意の欄には「現場指揮官は、現場の状況を逐次警備本部長に報告すること。」とあり、警備本部長たる被疑者N明石署長が、雑踏警備の統括責任者であったことは明らかである。

## 5 明石署長・副署長の過失

### （1）事前の指導、助言上の過失

警察が本来保持しているはずの雑踏警備に関する知見・情報、および本件歩道橋がボトルネック構造となっていることからすれば、歩道橋上での群衆の滞留可能性を予測することは容易であったと言わなければならない。しかも、既述のとおり、カウントダウンでは混雑が生じ、歩道橋上で雑踏事故の一手手前という状態に至っていた。

従って、被疑者N明石署長らは、当然に本件歩道橋を警備の最重要地点として、群衆密度を把握するための警備体制の整備、群衆の分断・進入規制或いは混雑時の補助導線への誘導、あるいは、階段下で人の滞留が生じないための夜店の位置や花火の打ち上げ位置の検討等について、強力に指導・助言をしなければならなかった。

しかし、上記の雑踏事故の発生可能性が完全に看過された結果、上記指導・助言は全くなされなかった。それどころか、本件歩道橋の構造および本件市民夏まつりに訪れる観客の圧倒的多数がJR朝霧駅を利用するという事実からすれば、歩道上および階段の群衆の流れが滞留しないよう、歩道橋南側階段下から大蔵海岸内への人の流れがスムーズになるようにしなければならないのに、被疑者N明石署長は、主催者側との雑踏警備計画策定に向けての

協議において、夜店の位置をより西方にしたいとの明石市の言い分に耳を傾けることなかった。逆に、暴走族対策を強調する担当警察官は明石市に対し、恫喝的言辞をもって歩道橋に近接した位置への設置を強要し、これを許可し、結果的に人の流れを堰き止める結果となった。

本件では事前に明石市職員と明石署員合同の実地調査がなされたが、その場でも夜店の位置が変更されることはなかった。

結局、本件の事前の準備過程において、明石署による「指導・助言」は存在しなかったに等しいといわざるをえない。例えば、ニシカンが作成した実施計画書は、カウントダウンの際に(株)ジャパンメンテナンスによって作成された同名の計画書の引き写しに等しいものであり、例えば、雑踏警備対策の項ではカウントダウンに関する記載がそのまま残っていたが、こうした点は被疑者明石署長らによって全て見逃された。こうした事実は、明石署による「指導、助言」の空虚さを象徴している。

被疑者N明石署長らは、当然に認識してしかるべき歩道橋上での事故発生可能性を看過し、さらには、夜店の位置の決定に積極的に関与することによって、一層歩道橋上での事故発生の可能性を高める状態を作ったものであり、その過失は極めて重大なものと言わなければならない。

## (2) 雑踏警備実施計画作成上の過失

前記のように、歩道橋上の雑踏事故防止に対する主催者の警備実施計画の内容が極めて不十分であったため、歩道橋上での事故発生の高度の可能性があったのであるから、被疑者N明石署長らは、それを踏まえて、歩道橋上の事故防止に向けて、a群衆密度の把握体制の整備、b分断・進入規制のための体制整備等万全の体制で臨むべく、自ら雑踏警備計画書を策定しなければならなかった。

しかし、前記のとおり、被疑者N明石署長らは、歩道橋の構造等に基づく危険性を当然に認識していなければならないのに、これを完全に看過してい



たばかりか、また、自らが許可した夜店の位置によって一層事故発生の可能性が高くなっていたにもかかわらず、これにも全く注意が払われることがなかった結果、同計画において、歩道橋上の事故発生を防止すべき対策は全く取られることはなかった。

被疑者N明石署長らが、本件歩道橋周辺の雑踏警備要員として配置したのは、僅かに8名の警察官にすぎず、しかも、歩道橋上には配置はなく、また、実際の雑踏警備活動の開始が花火大会終了後とされていた。

また、同実施計画において、前記同様の万全の救護体制を整備しておかなければならないにもかかわらず、この点について不十分な計画に終わった。

本件群衆事故は、被疑者N明石署長らが、群衆事故発生の危険を容易に予見し得たにも関わらず、雑踏警備を軽んじる雑踏警備計画を策定するにとどまり、むしろ暴走族対策にのみ力点を置く姿勢を取ったことに起因する。このことは、平成13年5月7日に被疑者N明石署長がいみじくも「警察の仕事は暴走族対策である」と明言していたこと(甲1 本文 20頁)からも裏付けられる。

### (3) 本件事故当日の被疑者らの過失

本件事故当日被疑者N明石署長らは、警備本部長・副本部長として、明石警察署に待機し、朝霧歩道橋を映し出すモニターでこれを監視していた。警察官として雑踏警備についての知見・教養を当然有すべき被疑者らが、滞留が予想される朝霧歩道橋の状況を注視し、混雑を容易に確認し得たはずであり、遅くとも午後8時ころまでに群衆の流入を分断するなどの防止措置を指令する義務が存したにも関わらずこれを怠った過失も存することに留意すべきである。

なお、国家公安委員会が制定した警備実施要則(甲8)第31条は、警備本部長の留意事項として、(1)常に冷静沈着に状況判断を行うこと(2)部下を確実に掌握すること(3)命令は状況に即し具体的に与えるとともに、

その遂行状況を確認すること（４）事案の進展状況、部隊の運用その他必要と認める事項を積極的に報告または連絡すること・・・（６）広報を行い・・・公衆の理解協力を得ることを上げているが、被疑者N明石署長らにはかかる留意事項を怠っている。

#### （４）小括

以上のとおり、本件事故に関し、被疑者らはその重責を自覚して役割を果さんとした形跡は微塵も認められなかった。事故調査委員会によって、本件の雑踏警備のあり方について、「信じがたいほどの無謀さであった」（同報告書30頁）と評された所以である。そして、併せて本件事故によってもたらされた被害の重大さ深刻さにも思いいたすとき、被疑者らが負うべき責任の重大さについて、もはや表現すべき言葉もないと言わざるをえない。

## 6 神戸地検の処分の欺瞞性

神戸地検は、明石市職員3名、警備会社支社長1名及び明石警察署地域官金澤常夫の5名を業務上過失致死傷罪で神戸地方裁判所に起訴した。公訴事実（甲4）は、上記5名が本件事故当日歩道橋上における群衆の滞留を認めながら、適切な措置を講じなかったという「当日の過失」に限定したものである。しかし、前述のとおり雑踏事故の要諦は、雑踏警備計画策定にあり、十分な雑踏警備計画の策定無くしては如何に当日に現場警備担当者が個々に事故防止に努めても、強大な群衆の圧力の前には無力である。本件では、例えば、警備会社策定の雑踏警備計画においても明石署作成の警備計画においても、雑踏警備において重視されるべき「導線」がJR朝霧駅と大蔵海岸を直結しボトルネック構造を持つ朝霧歩道橋に設定され、しかも、一方通行規制や往来の分断規制すらなされていないし、それについて議論・検討がなされた形跡すらない。まさに何もしていないに等しい警備計画が策定され、事件当日を迎えていたのである。本件群衆事故の刑事責任を正面から捕らえるならば、計画段階の過失こそ最も

罪深いものであるし、この点の刑責を免除することは真犯人・主犯を見逃すことに等しいのである。

ところで検察庁も公訴事実（甲４）において、起訴された被告人５名について、

「夏まつりの予想参集人員は約１５万人であり、上記大蔵海岸公園は、同市大蔵海岸通１丁目１番先所在の通称朝霧歩道橋（以下「歩道橋」という。）により、最寄り駅である同公園北方の西日本旅客鉄道株式会社朝霧駅と接続しており、歩道橋は、同駅改札口付近から南方へ長さ約１０３・６５メートル・通路幅員約６メートルの平坦な歩道が、その南端部分に展望デッキ（約６９・９平方メートル）が、さらに同展望デッキから西方へ長さ約１８メートル・幅員約３・２メートルの階段がそれぞれ設けられた構造である上、同展望デッキは花火打上場所とほぼ正対する位置にあって花火の観覧に好都合であるため、参集者が歩道橋を通過して同公園に入ることなく、同展望デッキにとどまって花火を観覧すること、上記階段下付近の歩道上に多数の夜店の出店を許可したため、同所付近に参集者が密集し、歩道橋の参集者が同公園へ流出することが妨げられること、花火打上開始が同日午後７時４５分ころ、同終了が同日午後８時３０分ころとそれぞれ予定されていたこと、平成１２年１２月３１日から平成１３年１月１日にかけて上記大蔵海岸公園において開催された「ジャパンカウントダウンイベント２００１明石海峡世紀越えイベント」時においても同「歩道橋」において極めて危険な混雑が発生していたことなどにより、同日午後６時ころから、同駅側から多数の参集者が歩道橋に流入し、同日午後７時ころには歩道橋で滞留し始め、次第に歩道橋の通行が困難な状況になった上、引き続き歩道橋に流入する参集者が増加する状況にあり、かつ、花火打上終了前後からは、同公園から上記朝霧駅方面に向かう参集者が一挙に歩道橋に流入するため、そのまま放置すれば、歩道橋において、人の無秩序な流入や過密な滞留が生じ、多数の人がもみ合って転倒するなどして死傷する事故（以下「雑踏事故」とい

う。)が発生する危険が計画段階から予測されたのであるから」

とし、計画段階からの予見可能性が存したことを認定している。さすれば、警備本部長である被疑者N明石署長らについても、同様に、職掌上「雑踏事故」発生の危険が予測できたこと、それを前提にかかる危険を雑踏警備の要諦である計画策定段階において、朝霧歩道橋上に警察官を多数配置する、一方通行規制、分断規制をする、あるいは歩道橋への流入そのものを規制し、迂回路を一次時導線とするなどして、危険を排除し、事故を回避することは職掌上容易になし得たはずである。それにも関わらず漫然とこれを怠った過失は、事件当日に現場担当者が圧倒的エネルギーを有するに至った群衆を前に犯した過誤に比しても重大であり、絶対にこれを見逃してはならない。

検察庁も「計画段階に問題がなかったとは言っていない。」と説明し、計画段階に過失がないとは考えていない。このことは、検察庁も共同して行った兵庫県警捜査本部の書類送検が被疑者らの計画段階の過失をも含むものであったこと、起訴された者の公訴事実においても計画段階からの危険の予見可能性が認定されていることから裏付けられる。しかし、検察庁は「金澤の当日の過失が明白であったから、あえて計画段階の過失を問うまでもない。」と繰り返した。刑事司法を担う検察が、雑踏警備のイロハ(=警備計画策定が枢要であること)に対する無知をさらけ出したものとしか言いようがない。また、「過失を問うまでもない」などという独断は、犠牲者の命を冒瀆するものに等しい。

確かに、起訴された金澤地域官個人を立件するに際し、同人が犯した計画段階の過失を「問うまでもなく」、事故当日の過失に絞ったというのであれば、理解しないでもない(いわゆる「過失段階説」)。しかしながら、本件では、金澤地域官とは「別人格」でありしかも所轄署長のトップであり警備本部長でもあった被疑者N明石署長らの刑事責任を問う場面なのであるから、「問うまでもない」とするのは明らかに議論のすり替えであり欺瞞に充ち満ちている。

これまでも、ホテルやデパートなどから出火して多数の死傷者が発生するという大規模な火災事故に対しては、直接の失火者や火災現場の従業員をこえて、ホテル・デパートの経営者などの管理者の火災の発生と拡大を予防すべき防火管理体制の不備と懈怠(いわゆる「監督過失」)が起訴され有罪となっている。例えば川治プリンスホテル事件に関する最高裁判決(平成2年11月16日決定)では、会社の専務取締役であった被告人について、同ホテルの経営管理業務を統括掌握する権限を有し、同ホテルの建物に対する防火防災の管理業務を遂行すべき立場にあったことは明らかであるとした上で、防火防災のための措置をとるべき義務を有しながらその義務を怠った(安全体制確立義務違反)として業務上過失致死傷罪を認めた。これは最高裁判所が初めて正面から管理・監督責任を認めた裁判例である。

続いて千日前デパートビル事件に関する最高裁判決(平成2年11月29日決定)でも、防火管理者及びテナントの管理権原者であった被告人に対して、平素から避難誘導訓練を実施しておくべき義務を怠った過失、及び管理権原者として防火管理者が防火管理業務を適切に実施しているかどうかを具体的に監督すべき義務を怠った過失が認められており、やはり管理・監督責任が認められている。

さらにホテルニュージャパン事件に関する最高裁判決(平成5年11月25日決定)では、ホテルの代表取締役であった被告人について、当該ホテルの経営、管理事務を統括する地位にあり、その実質的権限を有していたのであるから、多数人を収容する本件建物の火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するための防火管理上の注意義務を負っていたものと認めた上、部下の防火管理者に対し防火管理業務を適切に遂行するよう指揮監督すべき立場にあったにもかかわらず、その義務を怠ったとして業務上過失致死傷罪を認めたのである。

これらの火災事故に関する最高裁の裁判例から明らかなように、悲惨な被害の原因を究明し、責任を明確化し、同じ被害を二度と起こさないという刑事司

法が担う一般予防の見地からも、統括責任者を起訴し、公判において厳密に審理し、責任を明確化すべきであり、現に火災事故等ではそれが行われているのである。

今回の不起訴処分は、悲惨な群衆事故の教訓を事件当日の過失に矮小化し、教訓とされるべき計画段階の過失を闇に葬るものであるし、「当日に現場さえしっかりすれば、事前の警備計画策定は問題とならない」という極めて誤った雑踏警備への認識を国民に植え付けかねない危険なものである。

## 7 被害の重大性

本件事故は、死者11名、起訴の対象となった傷害被害者数183名という大惨事である。死者のうち、9名は子供、2名は70歳を超える女性である。そして多くの市民が、歩道橋内に閉じこめられ、長時間死の恐怖（自らの死と愛する家族等の死）にさらされた。その被害の極めて重大であり、刑事処罰は「秋霜烈日」がごとく厳正になされなければならない。この被害の重大性に鑑みれば、「計画段階の過失は問題がないわけではないが、当日の過失を問えば、計画段階の過失を問うまでも無い」などという、欺瞞に充ち満ちた理由で組織の最高責任者が、あるいは、雑踏事故防止の要諦となるべき計画段階の過失が起訴対象から外されて良いはずがない。「被害者と共に泣く」のが検察官ではないか、「真実の発見」という刑事訴訟法の目的を放棄するのか、と審査申立人らは神戸地方検察庁の姿勢に疑問を抱かざるを得ない。

## 8 最後に－検察審査会に求めること

再三述べるように、雑踏事故防止の要諦は、雑踏警備計画の策定にある。無計画な群衆流入により、一度、群衆密度が高まれば、その巨大なエネルギーの前に、個々の現場担当者は全くの無力となり、その場しのぎの事故防止は極めて困難となる。警備計画の立案・策定における懈怠こそ、本件事故に直結す

る看過しがたい重大な過失である。そして、雑踏警備計画の立案・実施の最高責任者たる被疑者らの責任が問われない限り、刑事司法は真実の発見に何ら寄与しないのである。その結果、事件の実相が闇に葬られ、雑踏事故再発防止のための教訓を日本国民は享受し得ないままとなるのである。

むしろ、現場担当者が当日気を引き締めてさえいれば、事前の計画はさして重要ではないという、雑踏警備の要諦に全く反する意識が社会に蔓延するおそれすらある。市民の代表者からなる検察審査会の良識を信じ、今後の同種事故予防の見地からも、神戸地方検察庁の今般の不起訴処分を不当と判断されたく、本申立に至った次第である。